

## 平成 23 年度第 4 回松阪市環境基本計画策定委員会

日時 平成 23 年 7 月 25 日(月) 9 時 30 分～12 時 00 分

場所 松阪市役所 第二分館 2 階教育委員会室

### 概要

1. 前回の検討結果について
2. 松阪市環境基本計画 第 5 章の検討
3. その他

出席者 10 名

委員会委員 7 名

西孝(委員長)、大泉千花、中村陽子、中山翼、村林守、山際京子、横井美登

事務局 3 名

三田環境課長、山口環境推進担当主幹兼係長、環境推進係(垣本)



## 内容

### 前回の検討結果について

※事務局より、前回の検討結果を受けて修正した「環境基本計画第3章、第4章」の報告を行い、以下の点において修正の指摘を受けたが、その他については承諾を得た。

#### ●第4章「環境目標」

- (1) 川・海におけるBOD・CODの環境基準適合率の目標値が、中間見直し時点現状値『91.8%』に対し『91%以上』となっている理由を明記する。
- (2) 1人1日あたりのエネルギー消費量・二酸化炭素排出量の目標値『これ以上増やさない』は、よりわかりやすくするため、『基準年度値より増やさない』に変更する。
- (3) P9 参考資料の都市ガス販売量のグラフについて、説明が必要であると同時に、誤解を与えないようなグラフに変更する。

### 松阪市環境基本計画 第5章の検討

※事務局より第5章について説明。以前の第5章と第7章を合体させて、環境ビジョンごとに基本目標と施策テーマを併記し、それぞれに行政、市民、市民団体、事業者の取り組みを記した。

- 委員長 : P3「地元材」と「地域材」の違いは？
- 事務局 : 「地域材」の方が、最近では一般的に使われている。
- 委員 : 「市民の取り組み」としてボランティア活動を謳っているが、受け皿となるべき「市民団体の取り組み」や「事業者の取り組み」において、ボランティア活動のことに触れていないのはなぜか？
- 事務局 : 検討する。
- 委員 : それぞれの行動が一つの輪になるように共通項となる行動を設けるべき。もう一度庁内で検討する必要がある。
- 事務局 : 開発行為には「環境保全条例」が関係してくる。もし、ここで開発行為等を載せるとなると、P7の「貴重な動植物の生息・生育環境の保護」の欄に記述している「『松阪市開発行為に関する環境保全条例』に基づき～」という一文もここにも載せるべきか？
- 委員 : 同じことを何度も載せると煩雑になるので、『再掲』と記した方がいい。これは整理の問題であり、計画書として見やすい方法にする。
- 委員 : 「市民・市民団体・事業者の取り組み」において、同じ取り組みが何回も出てくるが、これはどうなのか？また、基本目標と環境目標との関係性は？環境目標は、基本目標のどの施策が対応するのか？
- 事務局 : 環境目標は数値として表せる目標として抽出したものであり、基本目標とは性質が異なる。

- 委員 : 数値目標は何のため？
- 事務局 : 数値目標は目で見てわかる指標。取り組み途中や取り組み結果が、目で見てわかるように設けてある。
- 委員 : 〈環境目標の位置づけ〉が第4章の最後の図に示されているが、説明が無いので、第5章への誘導が成されておらず、そのため第5章がわかりづらい。基本目標、施策、事業等、それぞれの位置づけを説明すべきである。
- 委員長 : では、第5章への誘導として、第4章の図でそれぞれの位置づけと関連性がわかるような説明文を記す。
- 委員 : 環境目標を基に基本目標が、それを基にして施策があるのでは？
- 委員 : 数値的な目標と施策との関係は？第4章と第5章との対応がわかるようにしてほしい。
- 委員長 : 第5章は施策と市民、市民団体、事業者の具体的な行動であり、数値に出来るものは第4章に載せてある。
- 委員 : 環境目標と基本目標の対応が分かるようにすれば、施策が分かりやすくなる。
- 委員長 : 第4章の環境目標が、第5章の施策に対応するように記す。
- 委員 : 第4章の〈環境目標の位置づけ〉図だが、環境ビジョンの下に環境目標、基本計画のトップが基本目標になっているが、これでいいのか？
- 事務局 : 環境像実現のために環境ビジョンがあり、環境ビジョンのために環境目標がある、ということだと思います。第5章と第4章を対応させるということだが、事細かにすると見にくくなると思うので、ここは事務局で検討する。
- 委員 : 環境ビジョンの下に環境目標というならば、右の基本計画のピラミッドがわかりにくい。
- 委員長 : この図はもっと分かりやすくなるように、もう一度検討してほしい。
- 委員 : 事業者の取り組みで、「開発」が最初にくるのはいかがなものか？まず、「保全」が先にくるべきであるので、以降は「保全」が先に来るように順番を入れ替える。
- 委員 : P9「土地利用」とテーマに掲げているが、施策内容は農業や漁業の推進になっている。テーマに沿った内容が無い。土地開発行為の問題が土地利用と絡んでくる。
- 委員長 : 土地利用と開発行為となると都市計画がイメージされるが、そういった事が入っていない。
- 委員 : 土地利用に関する一文が、頭に記述されていると分かりやすい。

- 委員長 : 土地利用計画との整合性を持つ。その上で、ここを修正すること。
- 委員 : そうなると、この目標の文言も変わってくるのでは？
- 委員長 : なぜここに林業が入ってないのか？基本的な土地利用を見直すこと。
- 委員 : P12 の市民団体の取り組みだが、このような団体はあるのか？
- 事務局 : わからない。
- 委員 : 確認して、無ければ削除したほうがいい。敢えて入れるなら、これはバス協会が行っていることなので、事業者の取り組みになる。以降のページにおいても、同じく削除か事業者へ入れるように。
- 委員長 : P13「供用開始後すみやかに～」を、「公共下水道の供用開始後～」としたほうが分かりやすい。
- 委員 : P14 市民の取り組みで「公共下水道～接続するよう努めます。」とあるが、これでは曖昧で弱い。下水道接続は義務化のはずなので、「～接続します。」のほうがいいのでは？ここは宣言の場であるので、明確にしたほうがいい。
- 事務局 : 担当課と検討する。
- 委員長 : P15 施策内容の表現方法が「～の対策」となっているが、他のところと同じようになるよう整理、統一する。
- 委員 : 「～体制の構築に努めます。」では弱いのでは？
- 事務局 : 有害化学物質に関しては県の所管であり、これは松阪市独自が行っているものではないので、こういった表現になっている。
- 委員長 : P16 市民の取り組みで「化学肥料や除草剤～の適正な使用に努めます。」の『使用』の後へ『管理』を追加し、「～の適正な使用・管理に努めます。」とする。
- 委員 : P17「環境騒音」は分かりにくいのでは？
- 委員長 : P19 施策の内容で「家庭、事業所等」とあるので、目標の部分は「市民及び事業所が近隣でのマナーを守って、～」とする。
- 委員 : 「動物の適正な飼養の推進」だが、ここは「動物の適正な飼養を促すために、～」とする。
- 委員長 : 今日はここまでとし、「基本目標 4」以降は次回 8 月 26 日 9 時半から。今日はこれで終わります。